

条 例 議 案 の 概 要

**—平成30年9月定例会—
(追加議案)**

目 次

議案第 114 号 盛岡市景観条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・	1
議案第 115 号 盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・	6

議案第 114 号

盛岡市景観条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

景観法（平成16年法律第 110号）第16条第1項の規定による届出を要する行為及び特定届出対象行為に一定の規模を超える太陽光発電設備及び風力発電設備の建設等を加えるとともに、景観地区内における形態意匠等の制限を受ける工作物に一定の規模以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を加えようとするものである。

2 改正の内容

(1) 景観法第16条第1項の規定による届出を要する行為及び特定届出対象行為に、次に掲げる行為を加える。

ア 建設面積が 1,000平方メートルを超える太陽光発電設備（建築物の建築等に併せて、当該建築物と一体となって築造されるものを除く。以下同じ。）の建設等

イ 高さが13メートルを超える風力発電設備の建設等

(2) 景観地区内における形態意匠等の制限を受ける工作物に、次に掲げる工作物を加える。

ア 建設面積が 1,000平方メートル以上の太陽光発電設備

イ 高さが 5 メートル以上の風力発電設備

3 施行期日

平成31年 4月 1 日

盛岡市景観条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市景観条例 平成21年3月27日条例第13号 改正 路 <u>平成30年 月 日条例第 号</u> 盛岡市景観条例	○盛岡市景観条例 平成21年3月27日条例第13号 改正 路 盛岡市景観条例
第1条 路 (定義)	第1条 路 (定義)
第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。 (2) 工作物 <u>法第8条第4項第2号イに規定する工作物をいう。</u> (3) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。 (4) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。	第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。 (2) 工作物 別表第1の左欄に掲げる工作物をいう。 (3) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。 (4) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。
第3条から第8条まで 路 (届出等の適用除外)	第3条から第8条まで 路 (届出等の適用除外)
第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 <u>(1) 工作物(別表第1の左欄に掲げる工作物を除く。)の建設等</u> (2) 別表第1の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下のものの建設等(増築後又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下に該当することとなる増築又は改築を含む。) (3) 1,000平方メートル未満の範囲での土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で次の一いずれかに該当するもの	第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 別表第1の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下のものの建設等(増築後又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以下に該当することとなる増築又は改築を含む。) (2) 1,000平方メートル未満の範囲での土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で次の一いずれかに該当するもの

改正後	改正前
ア 堆積の期間が継続して60日を超えないもの イ 高さ5メートル以下で、かつ、占有する面積が1,000平方メートル以下のもの (5) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該工事等に要する期間に限り存続するものの建築等 (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為 (特定届出対象行為)	ア 堆積の期間が継続して60日を超えないもの イ 高さ5メートル以下で、かつ、占有する面積が1,000平方メートル以下のもの (4) 工事又は祭礼その他の行事のために必要な仮設の建築物で、当該工事等に要する期間に限り存続するものの建築等 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為 (特定届出対象行為)
第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 地階を除く階数が3以上であり、又は高さが10メートル若しくは延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物(以下「大規模建築物」という。)の建築等(増築後又は改築後において、建築物が大規模建築物に該当することとなる増築又は改築を含む。) (2) 別表第1の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えるものの建設等(増築後又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	第10条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 地階を除く階数が3以上であり、又は高さが10メートル若しくは延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物(以下「大規模建築物」という。)の建築等(増築後又は改築後において、建築物が大規模建築物に該当することとなる増築又は改築を含む。) (2) 別表第1の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えるものの建設等(増築後又は改築後において、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)
第11条から第17条まで 路 (工作物の形態意匠等の制限)	第11条から第17条まで 路 (工作物の形態意匠等の制限)
第18条 景観地区(法第61条第1項の景観地区をいう。以下同じ。)内における工作物のうち、別表第2の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以上のものは、次の各号に適合するものでなければならない。 (1) 形態意匠が、別表第3の左欄に掲げる地区的区分に応じ、同表の当該中欄に定める基準に適合するものであること。 (2) 高さが、別表第3の左欄に掲げる地区的区分に応じ、同表の当該右欄に定める数値以下であること。	第18条 景観地区(法第61条第1項の景観地区をいう。以下同じ。)内における工作物のうち、別表第2の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、当該工作物の高さ又は建設面積が同表の当該右欄に定める規模以上のものは、次の各号に適合するものでなければならない。 (1) 形態意匠が、別表第3の左欄に掲げる地区的区分に応じ、同表の当該中欄に定める基準に適合するものであること。 (2) 高さが、別表第3の左欄に掲げる地区的区分に応じ、同表の当該右欄に定める数値以下であること。
第19条から第34条まで 路	第19条から第34条まで 路

改正後	改正前								
附 則 略 附 則(平成30年条例第2号) <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定、第9条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げる。同条に第1号として1号を加える改正規定及び別表第1の改正規定(「第2条、第9条及び」を「第9条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に存する改正後の盛岡市景観条例別表第1に規定する太陽光発電設備及び風力発電設備であって同条例第19条第1項に規定する要認定工作物に該当するもの(以下「要認定太陽光発電設備等」という。)又は現に建設中の工事中の要認定太陽光発電設備等が、同条例第18条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合は、当該要認定太陽光発電設備等又はその部分に対しては、同条例第23条までの規定は、適用しない。</p> <p>3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する要認定太陽光発電設備等又はその部分に対しては、適用しない。</p> <p>(1) この条例の施行の日後に増築、改築又は移転の工事に着手した要認定太陽光発電設備等</p> <p>(2) この条例の施行の日後に外觀を変更することとなる被認定若しくは初認定又は色彩の変更の工事に着手した要認定太陽光発電設備等の当該工事に係る部分</p>	附 則 略								
別表第1 (第9条、 第10条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工作物</th> <th style="text-align: center;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 煙突、排気塔その他これらに類するもの </td> <td style="padding: 5px;"> 1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル </td> </tr> </tbody> </table>	工作物	規格	煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	別表第1 (第2条、第9条及び第10条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工作物</th> <th style="text-align: center;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 煙突、排気塔その他これらに類するもの </td> <td style="padding: 5px;"> 1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル </td> </tr> </tbody> </table>	工作物	規格	煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
工作物	規格								
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル								
工作物	規格								
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル								

改正後	改正前
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの
1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
壁、さく、塀その他これらに類するもの	壁、さく、塀その他これらに類するもの
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設
1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設
1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒にとなって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
汚物処理施設、ごみ処理	汚物処理施設、ごみ処理
1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒に)	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一緒に)

改正後		改正前	
施設その他これらに類する施設	体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	施設その他これらに類する施設	体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 10メートル(工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
電気供給のための冠線 路、有線電気通信のための線路、空中線系(その当該工作物の上端までの高さが20メートル 支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さ 20メートル(工作物が建築物と一体とな って築造される場合において地盤面から の線路、空中線系(その当該工作物の上端までの高さが20メートル 支持物を含む。)その他これらに類するもの	電気供給のための冠線 路、有線電気通信のための線路、空中線系(その当該工作物の上端までの高さが20メートル 支持物を含む。)その他これらに類するもの	高さ 20メートル(工作物が建築物と一体とな って築造される場合において地盤面から の線路、空中線系(その当該工作物の上端までの高さが20メートル 支持物を含む。)その他これらに類するもの
彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一 体となって築造される場合において地盤 面から当該工作物の上端までの高さが13 メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル	彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル(工作物が建築物と一 体となって築造される場合において地盤 面から当該工作物の上端までの高さが13 メートルを超えるときは、5メートル) 2 建設面積 1,000平方メートル
太陽光発電設備(建築物建設面積 1,000平方メートル の建築物に併せて、当該建築物と一体とな って築造されるものを除く。 以下同じ。)	建設面積 1,000平方メートル		
風力発電設備	高さ 13メートル		

別表第2 (第18条関係)

工作物	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ(工作物が建築物と一体となって築

別表第2 (第18条関係)

工作物	規模
煙突、排気塔その他これらに類するもの	1 高さ(工作物が建築物と一体となって築

改正後		改正前	
らに類するもの	造られる場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。以下同じ。) 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	らに類するもの	造られる場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。以下同じ。) 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル	擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル
電気供給のための冠線	高さ 5メートル	電気供給のための冠線	高さ 5メートル

改正後			改正前		
路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの			路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの		
彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル		彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 5メートル 2 建設面積 1,000平方メートル	
太陽光発電設備	建設面積 1,000平方メートル				
風力発電設備	高さ 5メートル				

別表第3（第18条関係）

地区	形態意匠の制限	高さの最高限度	地区	形態意匠の制限	高さの最高限度
大慈寺地区	基調となる色として、次のものを使用しないこと。	15メートル	大慈寺地区	基調となる色として、次のものを使用しないこと。	15メートル
景観地区	(1) 色相がR（赤）で彩度が4を超えるもの (2) 色相がYR（黄赤）で彩度が6を超えるもの (3) 色相がY（黄）で彩度が4を超えるもの (4) 色相がGY（黄緑）で彩度が2を超えるもの (5) 色相がG（緑）で彩度が2を超えるもの (6) 色相がBG（青緑）で彩度が2を超えるもの (7) 色相がB（青）で彩度が2を超えるもの (8) 色相がPB（青紫）で彩度が2を超えるもの		景観地区	(1) 色相がR（赤）で彩度が4を超えるもの (2) 色相がYR（黄赤）で彩度が6を超えるもの (3) 色相がY（黄）で彩度が4を超えるもの (4) 色相がGY（黄緑）で彩度が2を超えるもの (5) 色相がG（緑）で彩度が2を超えるもの (6) 色相がBG（青緑）で彩度が2を超えるもの (7) 色相がB（青）で彩度が2を超えるもの (8) 色相がPB（青紫）で彩度が2を超えるもの	

改正後			改正前		
	(9) 色相がP（紫）で彩度が2を超えるもの (10) 色相がRP（赤紫）で彩度が2を超えるもの			(9) 色相がP（紫）で彩度が2を超えるもの (10) 色相がRP（赤紫）で彩度が2を超えるもの	
備考			備考		
1 基調となる色とは、外観の配色のうち一つの面の4分の1以上を占める色をいう。 2 色の表示方法は、日本工業規格Z8721による。			1 基調となる色とは、外観の配色のうち一つの面の4分の1以上を占める色をいう。 2 色の表示方法は、日本工業規格Z8721による。		

議案第 115 号

盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の改正に伴い、介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合の基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合の基準については、病院等が当該業務を委託する場合について医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定により定める基準に準じることとしているが、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成30年厚生労働省令第93号）による改正後の医療法及び医療法施行規則の規定により定める基準に引き続き準じることとし、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成30年12月1日

盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 平成30年3月27日条例第25号 <u>改正 平成30年9月 日条例第 1号</u></p> <p>盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第32条まで 路 (衛生管理等)</p> <p>第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症の予防等のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>3 介護医療院の管理者は、<u>検体検査（臨床検査技術等）に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査をいう。）の業務を委託しようとするときは医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第1項各号に掲げる者に</u>、次に掲げる業務を委託しようとするときは<u>当該業務を適正に行う能力のある者に</u>、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>(1) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(3) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）</p> <p>4 前項の業務を適正に行う能力のある者の基準については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用する。この場合において、医療法施行規則</p>	<p>○盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 平成30年3月27日条例第25号</p> <p>盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次及び第1条から第32条まで 路 (衛生管理等)</p> <p>第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 介護医療院は、当該介護医療院における感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該介護医療院における感染症の予防等のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該介護医療院における感染症の予防等のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防等のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、基準省令第33条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>3 介護医療院の管理者は、</p>

改正後	改正前
<p>33年法律第76号）第2条に規定する検体検査をいう。）の業務を委託しようとするときは医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第1項各号に掲げる者に、次に掲げる業務を委託しようとするときは<u>当該業務を適正に行う能力のある者に</u>、それぞれ委託しなければならない。</p> <p>(1) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務</p> <p>(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(3) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）</p> <p>4 前項の業務を適正に行う能力のある者の基準については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用する。この場合において、医療法施行規則</p> <p>第9条の9第1項中「<u>法第15条の3第2項</u>の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「<u>医療機器又は医学的処置</u>」と、同令第9条の12中「<u>法第15条の3第2項</u>の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法第2条第8項</u>に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「<u>法第15条の3第2項</u>の規定による医療」とあるのは「<u>医療</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の9</u> (2) <u>前項第2号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の10</u> (3) <u>前項第3号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の11</u></p>	<p>_____、次に掲げる業務を委託しようとするときは<u>当該業務を適正に行う能力のある者に</u>委託しなければならない。</p> <p>(1) 医療法施行規則第9条の8第1項に規定する検体検査の業務</p> <p>(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務</p> <p>(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務</p> <p>(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）</p> <p>前項の業務を適正に行う能力のある者の基準については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める規定を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「<u>法第15条の2の規定による人体から検出され</u>」とあるのは「<u>人体から検出され</u>」と、同令第2項中「<u>法第15条の2の規定による検体検査</u>」とあるのは「<u>検体検査</u>」と、同令第9条の9第1項中「<u>法第15条の2</u>」の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「<u>医療機器又は医学的処置</u>」と、同令第9条の12中「<u>法第15条の2</u>」の規定による第9条の7に定める医療機器」とあるのは「<u>医薬品医療機器等法第2条第8項</u>に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「<u>法第15条の2</u>」の規定による医療」とあるのは「<u>医療</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の8並びに別表第1の2及び別表第1の3</u> (2) <u>前項第2号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の9</u> (3) <u>前項第3号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の12</u> (4) <u>前項第4号に掲げる業務 医療法施行規則第9条の13</u></p>

改正後	改正前
<p>第34条から第55条まで 略 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 療養病床等（医療法_____第7条の2第1項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第5項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和35年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項から附則第5項までにおいて同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができます」とする。</p>	<p>第34条から第55条まで 略 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 療養病床等（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項に規定する療養病床等をいう。以下この項から附則第5項までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和35年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項から附則第5項までにおいて同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができます」とする。</p>

改正後	改正前
<p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあっては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>5 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができます」とする。</p> <p>6 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができます」とする。</p> <p>7 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあっては、</p>	<p>4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあっては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>5 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設（平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項第1号及び第45条第4項第1号の規定は、適用しない。</p> <p>6 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターについての第6条第1項第2号及び第45条第4項第2号の規定の適用については、これらの規定中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造である建築物又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができます」とする。</p> <p>7 平成36年3月31日までの間に介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第6条第1項第6号ア及び第45条第4項第6号アの規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下にあっては、</p>

改正後	改正前
1.6メートル以上)とする。 附 則(平成30年条例第一号) この条例は、平成30年12月1日から施行する。	1.6メートル以上)とする。